

# 立川市第 7 次男女平等参画推進計画

令和2（2020）年

立 川 市



# 男女共同参画都市宣言

わたしたちは、男女が互いの人権を尊重し、平等に生きることを基本理念として、ともにいきいきと豊かに暮らす男女共生社会の実現をめざして、ここに立川市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 わたしたちは、ともに性別にとらわれず一人ひとりが自立して認め合い、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- 1 わたしたちは、ともに社会のあらゆる分野に自らの意思で参画し、魅力にあふれたまちをつくります。
- 1 わたしたちは、ともに平和な社会を願い、友好の輪を世界へ広げるやさしいまちをつくります。

平成8年10月2日

立川市

# 目 次

第1章 計画の基本的な考え方	- 1 -
1 計画策定の背景	- 3 -
(1) 国際的な状況	- 3 -
(2) 国の動き	- 3 -
(3) 東京都の動き	- 4 -
(4) 立川市の動き	- 5 -
2 計画の目的	- 6 -
3 計画の位置づけ	- 6 -
4 計画の期間	- 6 -
第2章 計画の基本テーマの設定	- 10 -
立川市第7次男女平等参画推進計画 体系図	- 11 -
第3章 基本テーマごとの現状と課題	- 13 -
基本テーマⅠ 男女平等参画の意識づくり	- 15 -
基本テーマⅡ あらゆる分野での男女平等参画の推進	- 16 -
基本テーマⅢ 男女が働きやすい環境づくりの推進	- 17 -
基本テーマⅣ 配偶者等からの暴力の防止	- 19 -
基本テーマⅤ 計画の推進	- 23 -
第4章 基本テーマごとの施策と事業	- 25 -
基本テーマⅠ 男女平等参画の意識づくり	- 27 -
施策1 男女平等参画の意識づくり	
施策2 人権の意識づくり	
基本テーマⅡ あらゆる分野での男女平等参画の推進	- 28 -
施策1 政策・方針決定の場合への女性参画の促進	
施策2 女性のチャレンジへの支援	





# 第1章

---

## 計画の基本的な考え方



## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景

#### (1) 国際的な状況

男女共同参画の国際的な取り組みでは、平成 27（2015）年に、ニューヨーク・国際連合本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは 17 の目標から成る「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げており、そのうちの一つである「ジェンダー平等を実現しよう」という目標に向けた取り組みが各国で進められています。

このような世界の動きの中、「世界経済フォーラム（World Economic Forum）」が公表している、各国における男女格差を図る「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」をみると、令和元（2019）年の日本の順位は 153 か国中 121 位と依然として低い状況です。特に、政治分野は 144 位、経済分野は 115 位と低く全体を引き下げています。また、教育分野の中の「高等教育在学率」の 108 位も、注視する必要があります。

#### (2) 国の動き

国は、男女共同参画の実現に向け平成 11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を「21 世紀の我が国の最重要課題」と位置づけました。この法律に基づき平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、改定を重ねて、平成 27（2015）年9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。この法では、すべての地方公共団体並びに従業員 300 人以上の民間企業に女性の採用・登用に関する「特定事業主行動計画」、「一般事業主行動計画」の策定を求めています。

同年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この中で、社会の現状をみると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆる「M 字カーブ」問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応策等、さまざまな側面からの課題が存在しており、世代を超えた男女の理解の下それらを解決していくため、真に実効性のある取り組みが求められていると述べられており、計画の中で改めて強調している視点として、①あらゆる分野における女性の活躍 ②安全・安心な暮らしの実現 ③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 ④推進体制の整備・強化の4つの視点を挙げるすることができます。

配偶者等からの暴力については、平成 19（2007）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市区町村による「配偶者暴力対策基本計画」の策定が努力義務となりました。

また、平成 25（2013）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」と名称が改正され、生活の本拠を共にし、交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても適用されることになりました。性暴力に関しては、平成 29（2017）年に刑法の強姦罪が約 110 年ぶりに改正され、「強制性交等罪」という名称となり、告訴要件の廃止、被害者の性別の中立化、強姦と同等とみなされる性行為の厳罰化等が盛り込まれました。低年齢化する“性の商品化”に関わる問題等に対しては、平成 26（2014）年の「児童買春・ポルノ禁止法」の改正、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）」等の法整備が行われました。平成 29（2017）年 4 月内閣府から、若年層を対象とした性的な暴力の啓発として「JKビジネス」、「AV出演強要問題」に関する注意喚起と相談窓口の設置・紹介等、性犯罪の被害防止に向けた取り組みが始まりました。

このほかにも、虐待など弱い立場の人々への暴力に対する法整備も進みつつあります。

### （3）東京都の動き

東京都は、平成 12（2000）年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定しました。また、平成 14（2002）年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定し、平成 24（2012）年に見直しました。

また、配偶者からの暴力の防止等の取り組みについては、平成 18（2006）年 3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成 24（2012）年に改定を行っています。

平成 29（2017）年 3 月には女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と DV 防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で（1）働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進、（2）働き方の見直しや、男性の家庭生活への参加促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現、（3）地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大、（4）男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取り組み、の 4 つを重点課題として取り組みが進められています。

平成 30（2018）年 10 月には、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消と不当な差別的言動の解消への取り組みについて規定する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を策定しました。

それに伴い令和元(2019)年、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、(1)声を上げられない当事者に寄り添い、(2)多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、(3)オール東京で誰もが輝ける社会を実現する、という3点を基本方針として取り組みが進められています。

#### (4) 立川市の動き

立川市では、昭和63(1988)年に「立川市婦人(女性)行動計画」を策定しました。平成6(1994)年10月には男女平等社会実現のための活動の拠点として「立川市女性総合センター・アイム」を開設しました。

平成8(1996)年に「立川市第2次女性行動計画」を策定し、同年10月に東京都内の市町村で初めて「男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成12(2000)年に「立川市第3次男女共生社会推進計画」、平成17(2005)年に「立川市第4次男女共生社会推進計画」、平成22(2010)年に「立川市第5次男女平等参画推進計画」と計画の改定を重ね、その間、平成19(2007)年には「立川市男女平等参画基本条例」を制定し、女性総合センター・アイムで活動する市民団体と連携してさまざまな事業を展開してきました。

平成23年度には、「立川市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定要綱」を施行し、仕事と家庭の両立や働きやすい職場環境づくりを推進する取り組みを行っている市内の事業所を認定し、その取り組み事例を広く紹介する事業を開始しました。

また、災害に備えた取り組みとして、平成28年度から女性の防災講座を始め、女性の防災リーダーを育て、防災知識を増やす取り組みを行っています。

平成29年度には中学校出前講座として、弁護士による「性教育・人権教育講座」を始めました。併せて、デートDVやJKビジネス等の暴力防止の啓発チラシも作成し、配布しています。

これまで各課が個別で市民参加の会議等の保育を行っていたものを、平成30年度から男女平等施策として、「審議会等に係る一時的保育事業」を開始し、行政に参画する女性を増やす取り組みを行っています。

女性総合センター・アイムでは意識啓発事業の実施、講演会の開催や団体活動を支援するほか、女性のためのカウンセリング相談事業を行っています。

男女平等参画に関する情報発信として、年1回発行する情報紙「アイム」を全戸配付しています。

## 2 計画の目的

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し責任を負う、男女平等参画のために必要な施策を、総合的に推進していくことを目的としています。

計画の推進により、すべての人が互いの人権を尊重し、平等に、豊かにいきいきと暮らす社会の実現を目指します。

## 3 計画の位置づけ

この計画は、「立川市男女平等参画基本条例」第9条に基づく男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、「立川市第4次長期総合計画・後期基本計画」の個別計画として策定します。

男女平等参画はあらゆる分野に共通する課題であり、関連する他の個別計画においても、男女平等参画の理念に基づき取り組みを進めます。

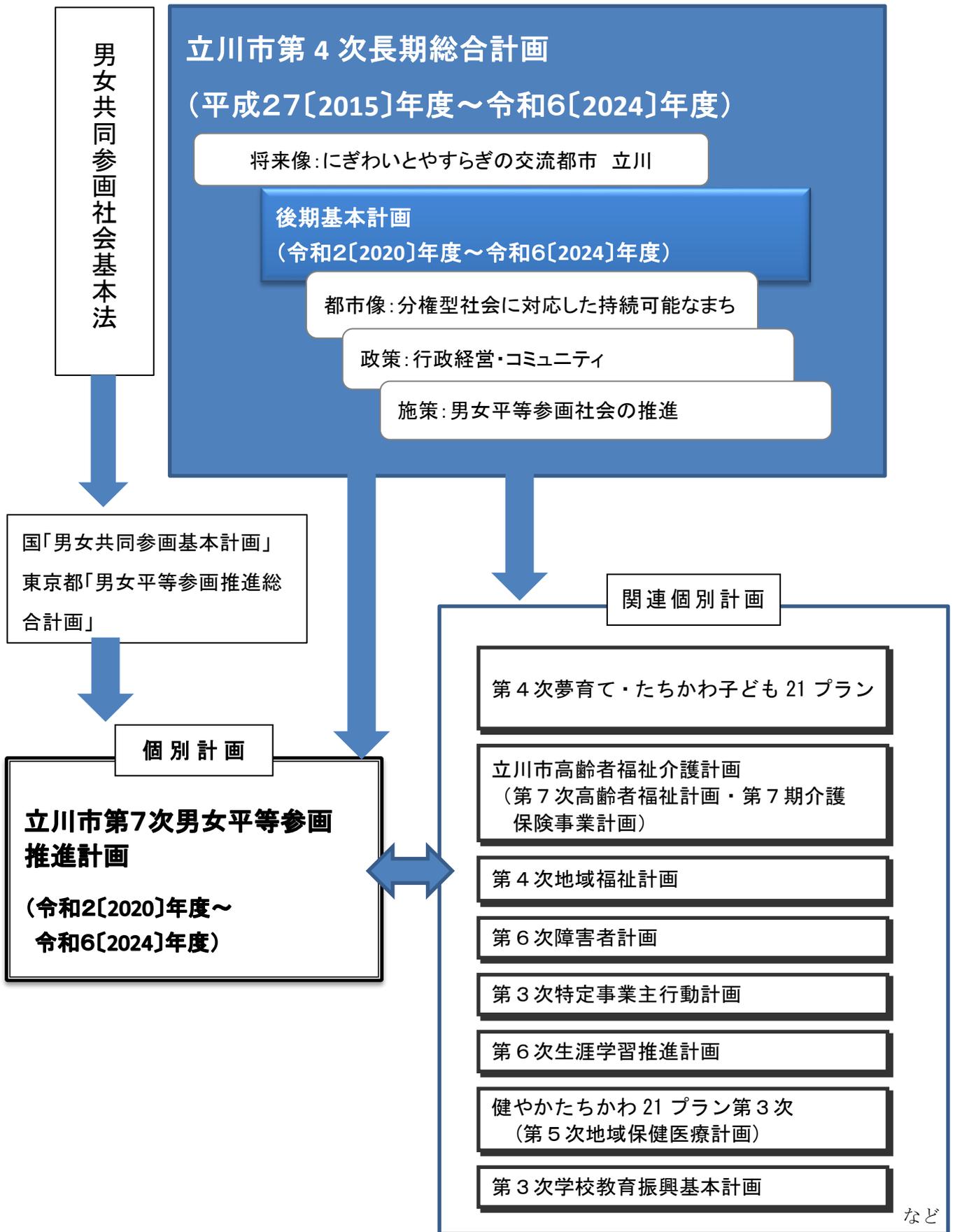
また、この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」として策定します。

さらに、この計画のうち、基本テーマⅡ「あらゆる分野での男女平等参画の推進」及び基本テーマⅢ「男女が働きやすい環境づくりの推進」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第3項に基づく「市町村推進計画」に位置づけ、また基本テーマⅣ「配偶者等からの暴力の防止」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」としても位置づけています。

## 4 計画の期間

計画の期間は、「第4次長期総合計画・後期基本計画」の計画期間と合わせ、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。







## 第2章

---

### 計画の基本テーマの設定

## 第2章 計画の基本テーマの設定

計画の目的を達成するため、以下の5つの「基本テーマ」を設定し、具体的な施策と事業を掲げます。

### 基本テーマⅠ「男女平等参画と人権の意識づくり」

「男は仕事、女は家庭」といった「固定的性別役割分担意識」は、いまだに慣習、通念として人々の中に根強く残っており、男女平等の意識の浸透と確立の阻害要因となっています。固定的性別役割分担意識は、社会や家庭で、本人には責任のない「性別」という要因によるさまざまな人権侵害や差別をつくり出してきました。男女の差別意識解消と、すべての人が個人としての生き方を尊重される社会となることが重要です。

### 基本テーマⅡ「あらゆる分野での男女平等参画の推進」

男女平等参画社会の実現には、女性の生き方がその人自身の自由な選択により実現されなくてはなりません。それぞれの生き方への支援、各方面で活躍できるようなチャレンジ支援が重要です。

### 基本テーマⅢ「男女が働きやすい環境づくりの推進」

男女平等参画社会の実現のためには、男女が共に家庭や仕事、地域活動などのあらゆる分野で、平等で自分らしい生き方を選択できる環境づくりが必要です。少子高齢化が進む現状のなか、事業所や地域への働きかけとともに、保育や介護といった生活支援が重要です。

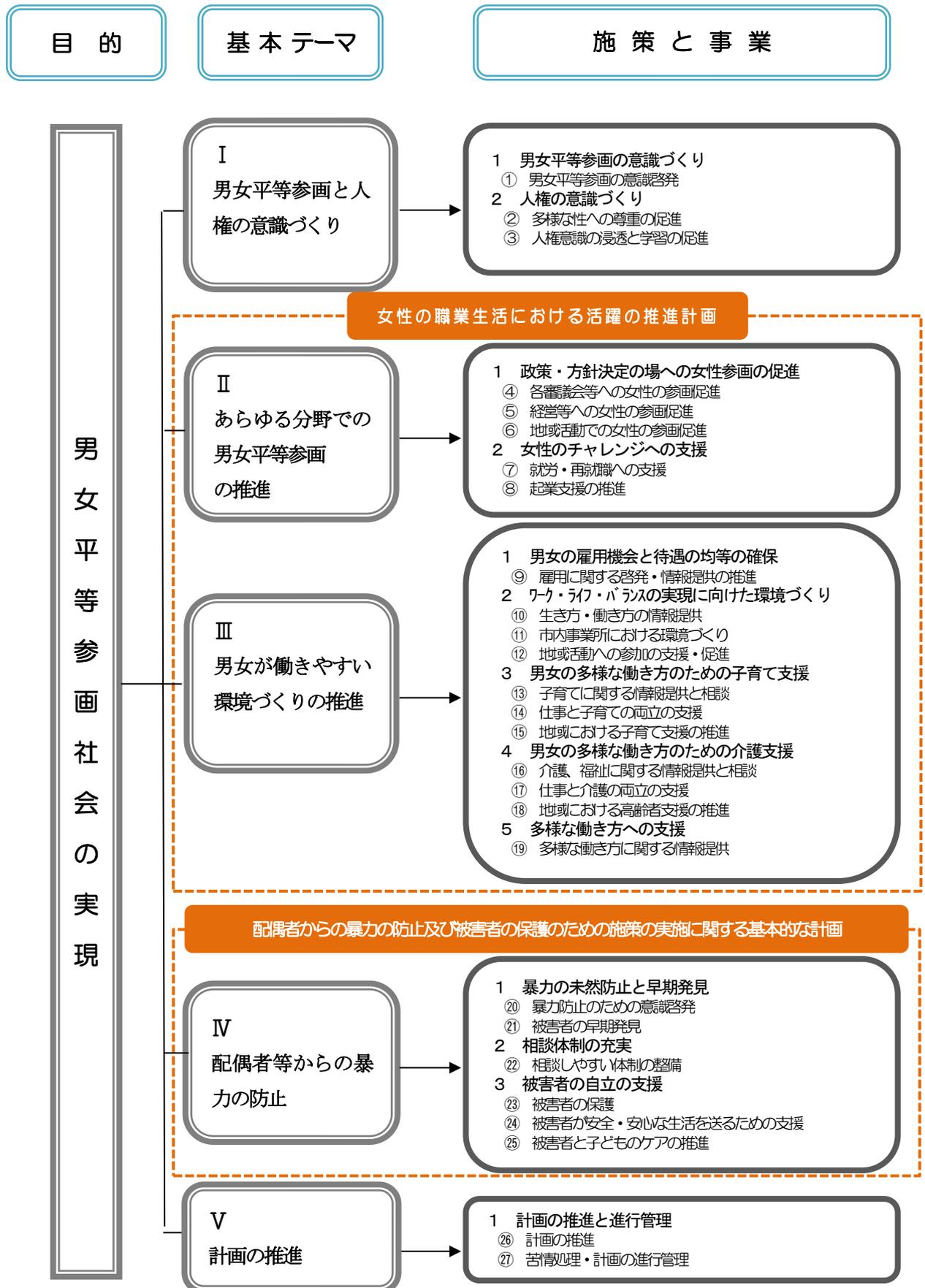
### 基本テーマⅣ「配偶者等からの暴力の防止」

配偶者やパートナー等からの暴力は、被害者の多くが女性であり、重大な人権侵害となっていますが、その件数は依然として多く、予防と早期発見、被害者支援がますます重要になっています。

### 基本テーマⅤ「計画の推進」

本計画を実現するためには、市民の声をしっかり届けられるよう環境整備を行い、計画の進捗を確認していくことが必要です。

立川市第7次男女平等参画推進計画 体系図





## 第3章

---

### 基本テーマごとの現状と課題



### 第3章 基本テーマごとの現状と課題

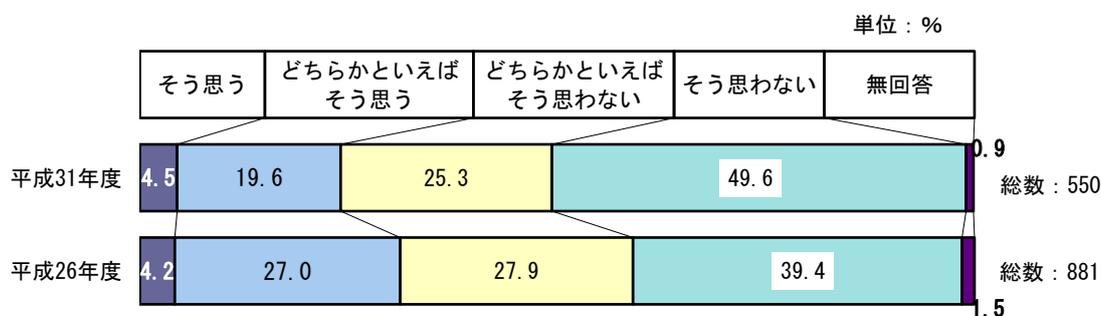
#### 基本テーマⅠ 男女平等参画と人権の意識づくり

立川市における固定的性別役割分担意識はかなり解消されてきており、国の調査に比べると男女平等参画の意識が高い数値を示しています。

全国で多様な性への差別をなくす取り組みが徐々に広がっており、市民生活や学校生活での意識づくりが課題となっています。

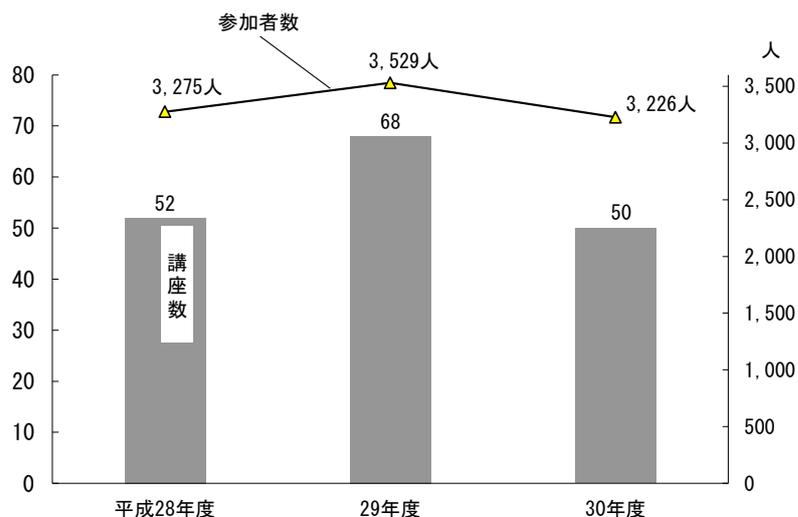
また、高齢者を取り巻く環境の中でもいじめやハラスメントが問題になっており、それぞれの年代ごとにジェンダー平等の啓発のあり方を工夫することも課題となっています。

#### ■「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか



資料：立川市「市民満足度調査」

#### ■市の「男女平等参画推進講座」の講座数と参加人数

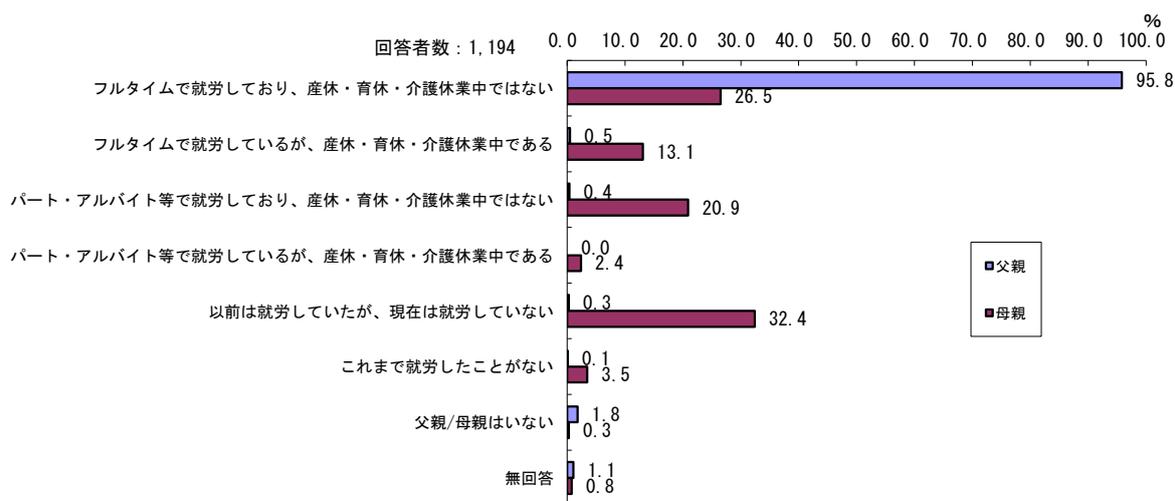


資料：立川市男女平等参画課

## 基本テーマⅡ あらゆる分野での男女平等参画の推進

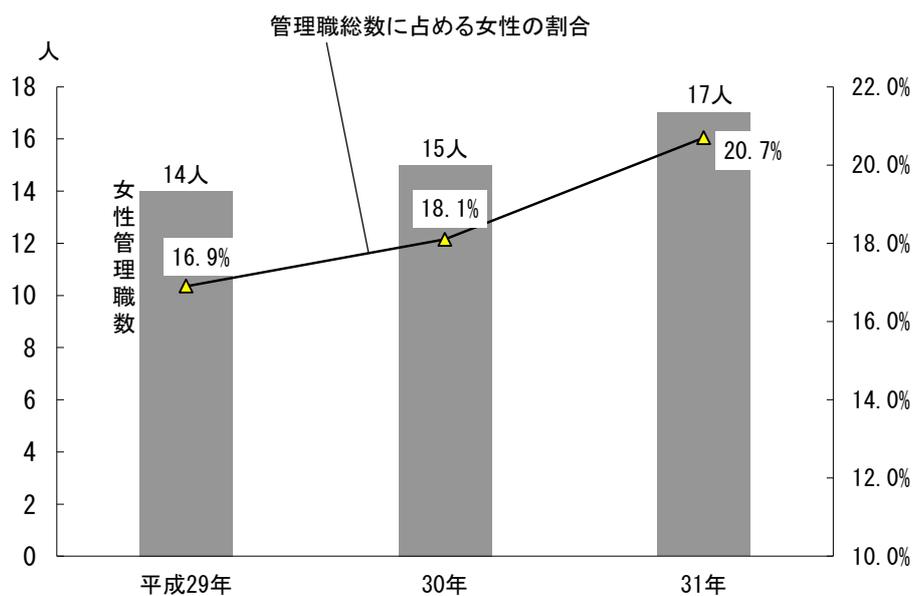
政治分野においても経済分野においても、女性の参画はまだ十分ではありません。女性管理職を増やす取り組みや起業を支援し、また、地域や防災などのリーダーになる女性を育成することが課題となっています。

### ■就学前児童家庭の両親の就労状況



資料：「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」市民意向調査報告書（平成30年度）

### ■市の女性管理職に関する推移



\*各年4月1日現在

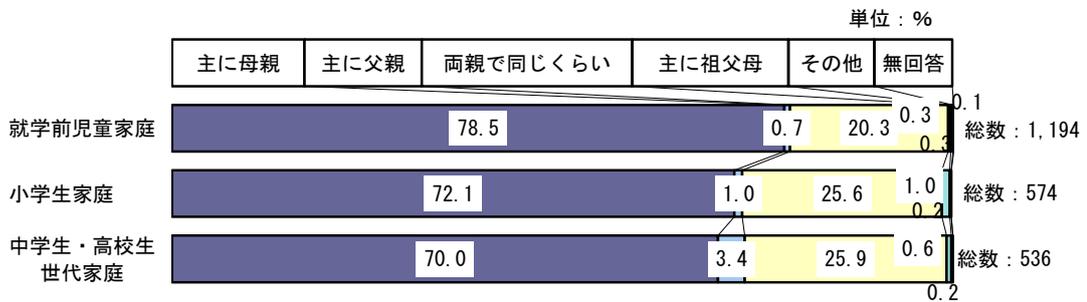
資料：立川市人事課

### 基本テーマⅢ 男女が働きやすい環境づくりの推進

男女がともに働き、家事も分担することがお互いのワーク・ライフ・バランスのために大事なことです。そのためには、男性の育休取得率の向上や「ノー残業デー」などの労働時間の削減の取り組みなど、「働き方改革」を推進していくことが重要になります。

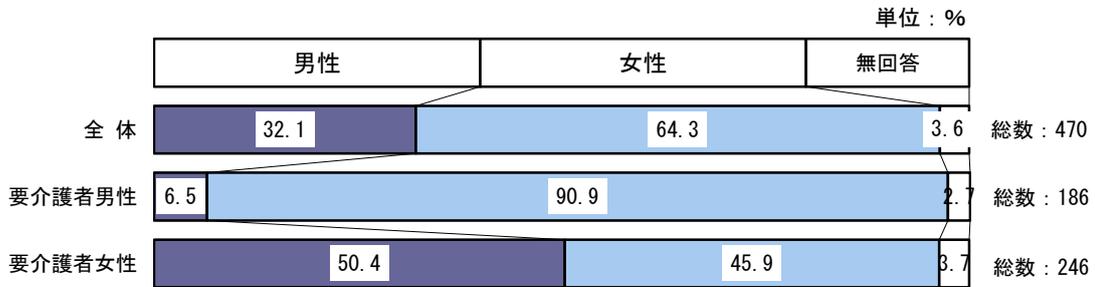
ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む事業者の表彰とともに、利用しやすい子育て支援や介護支援の充実が課題となっています。

#### ■主に子育てを行っている人



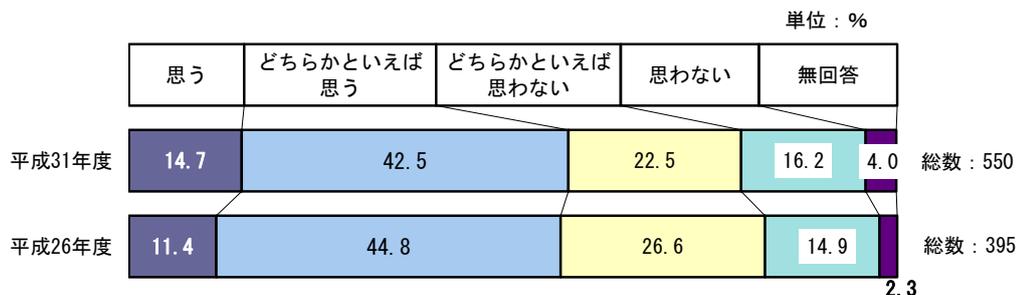
資料：「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」市民意向調査報告書（平成30年度）

#### ■主に介護を行っている人



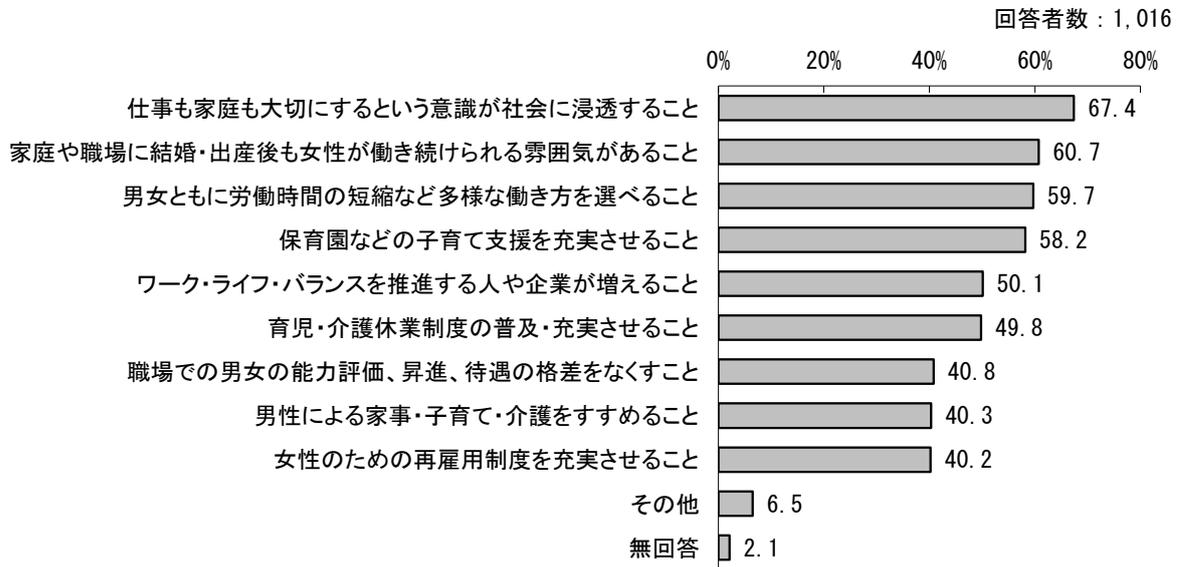
資料：「立川市高齢者福祉介護計画」改定事前調査報告書（平成29年度）

#### ■ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思うか



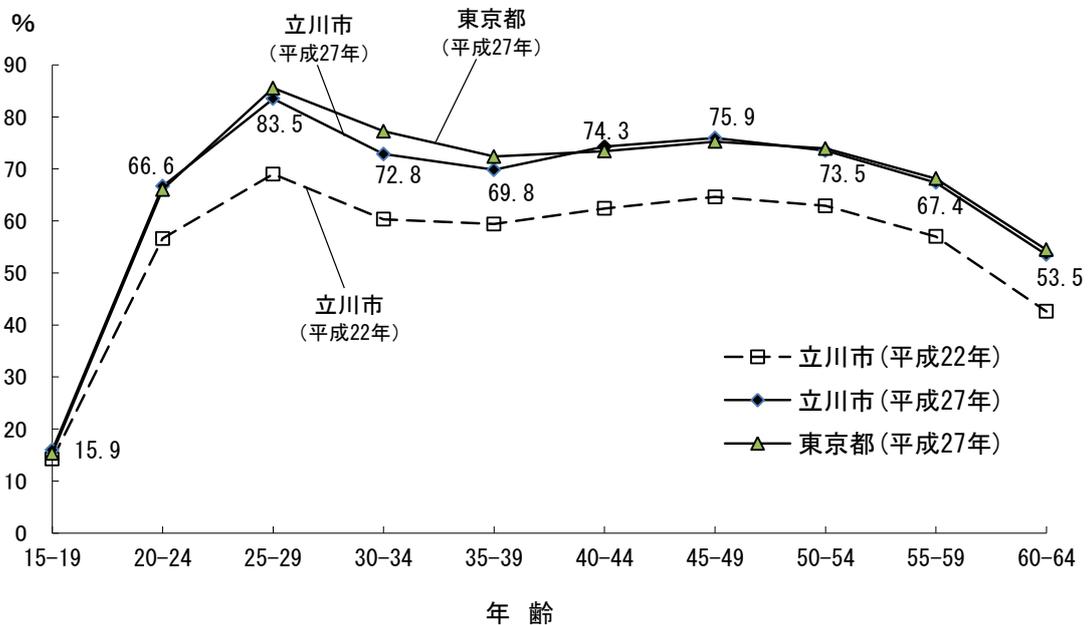
資料：立川市「市民満足度調査」

■働きやすい社会をつくるために必要だと思うこと【複数回答】



資料：立川市「市民満足度調査」(平成30年度調査)

■市女性の年齢階級別労働力率



資料：国勢調査

## 基本テーマⅣ 配偶者等からの暴力の防止

配偶者等からの暴力の被害は依然として深刻であり、身体的な暴力だけでなく精神的な暴力の相談も増加しています。(下記の「夫婦間での行為に関する『暴力』としての認識」の表にある行為は全て暴力です。)

立川市では、カウンセリング相談により家族の悩みや生き方の悩みなどの相談を受けており、平成 28 (2016) 年度 320 件、29 (2017) 年度 355 件、30 (2018) 年度 417 件と増加しています。

近年、社会的な事件により配偶者暴力と子どもへの虐待との関連性も重視されており、デートDV、JK ビジネス、AV 出演強要などの若年層への暴力などの防止も大きな課題となっています。

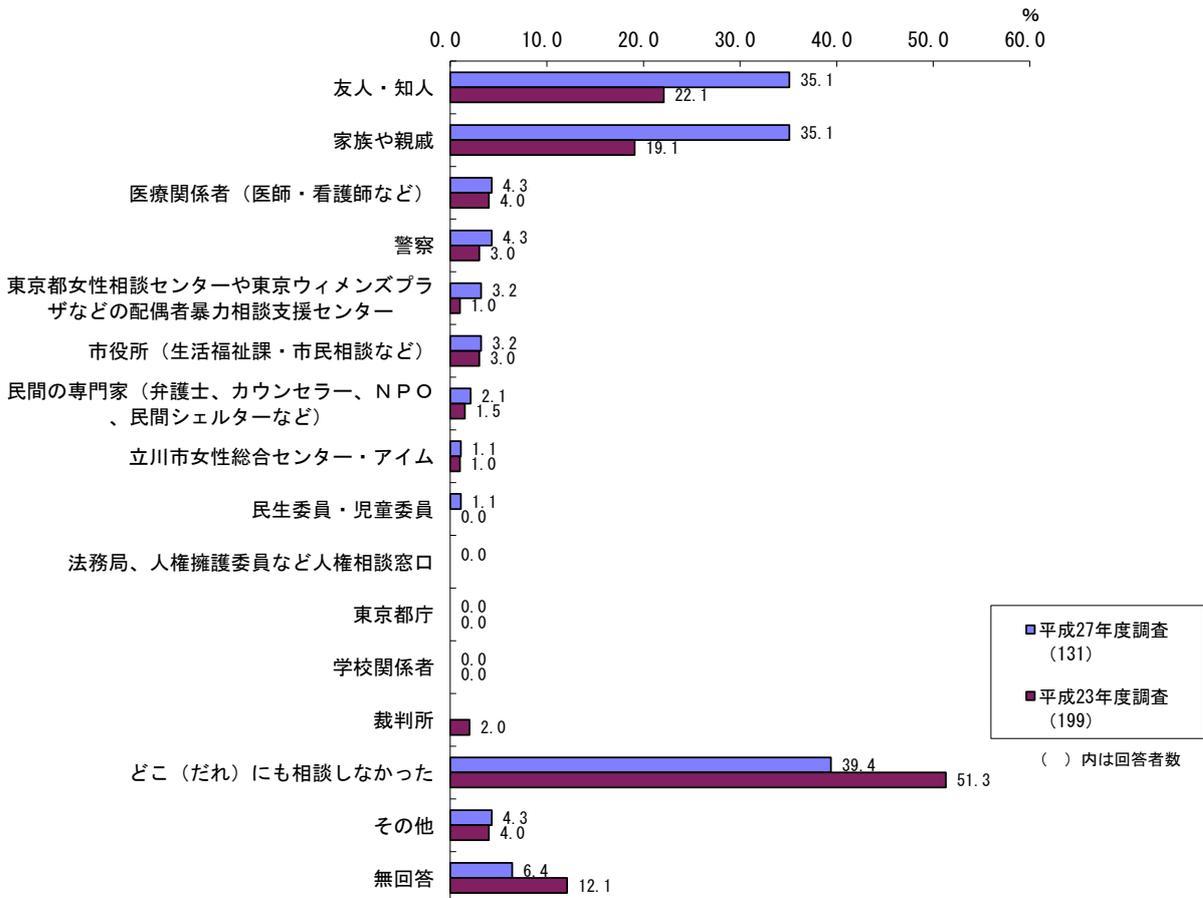
### ■夫婦間での行為に関する「暴力」としての認識

単位：%

回答者数：707	暴力にあたると思う	場合による	暴力にあたると思わない	無回答
1 平手で打つ	75.1	21.2	1.8	1.8
2 足でける	88.8	7.2	1.8	2.1
3 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	94.9	1.0	2.0	2.1
4 なぐるふりをして、おどす	64.6	27.6	5.7	2.1
5 刃物などを突きつけて、おどす	94.5	1.4	2.0	2.1
6 いやがっているのに性的な行為を強要する	78.4	15.8	3.7	2.1
7 何を言っても長期間無視し続ける	52.1	37.1	8.9	2.0
8 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する	48.9	36.5	12.0	2.5
9 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしようなし」と言う	62.4	27.2	8.3	2.1
10 大声でどなる	50.9	39.6	7.4	2.1
11 家計に必要な生活費を渡さない	62.8	23.9	10.9	2.4
12 職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する	74.3	17.1	5.8	2.8
13 家族や友人との関わりを持たせない	69.3	19.2	8.9	2.5
14 避妊に協力しない	66.2	21.9	9.1	2.8

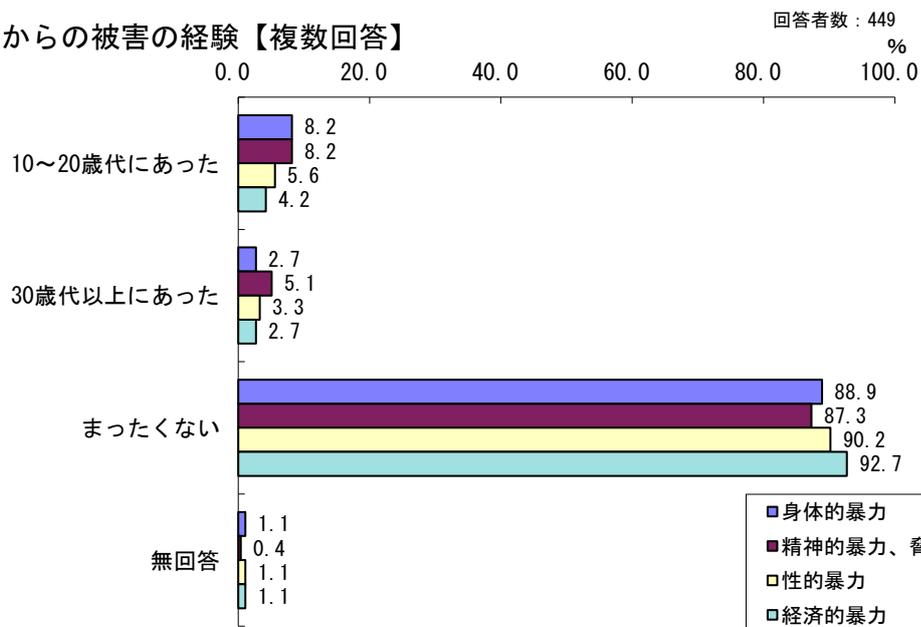
資料：立川市「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成 27 年度)

■配偶者からの被害の相談先【複数回答】



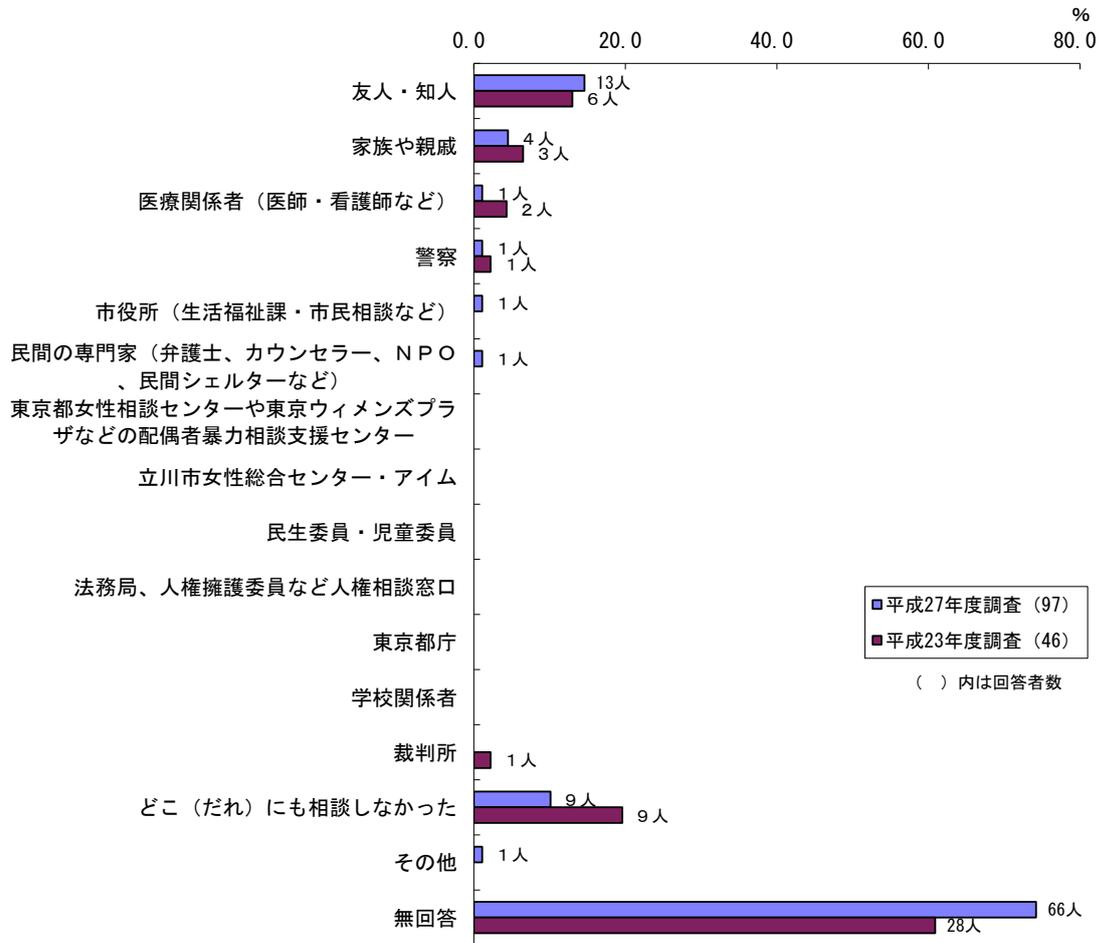
資料：立川市「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 23、27 年度）

■交際相手からの被害の経験【複数回答】



資料：立川市「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 23、27 年度）

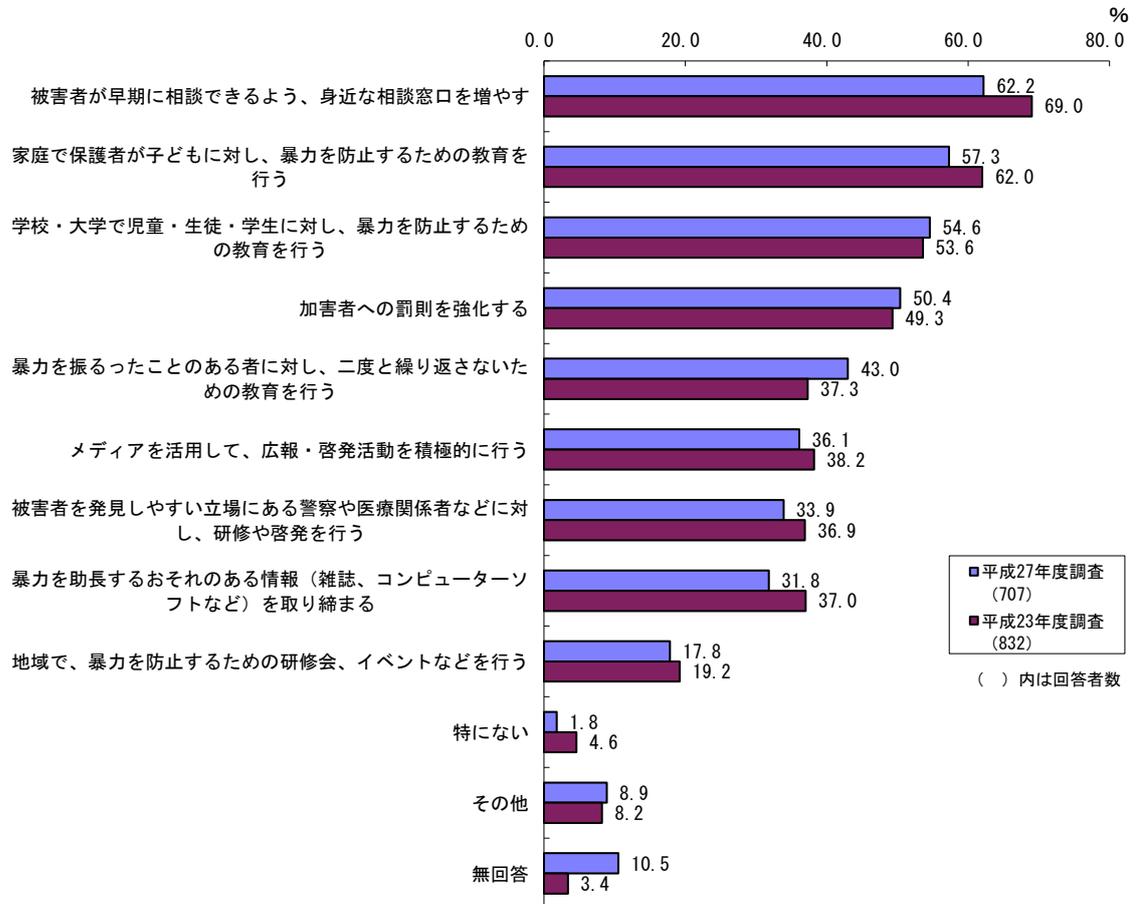
■交際相手からの被害の相談先【複数回答】



\* 両年度とも回答者数が100人未満となっており百分率による分析に適さないため、各選択肢の実回答者数を標示しています。

資料：立川市「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成23、27年度)

■男女間の暴力を防止するために必要なこと【複数回答】



資料：立川市「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 23、27 年度）

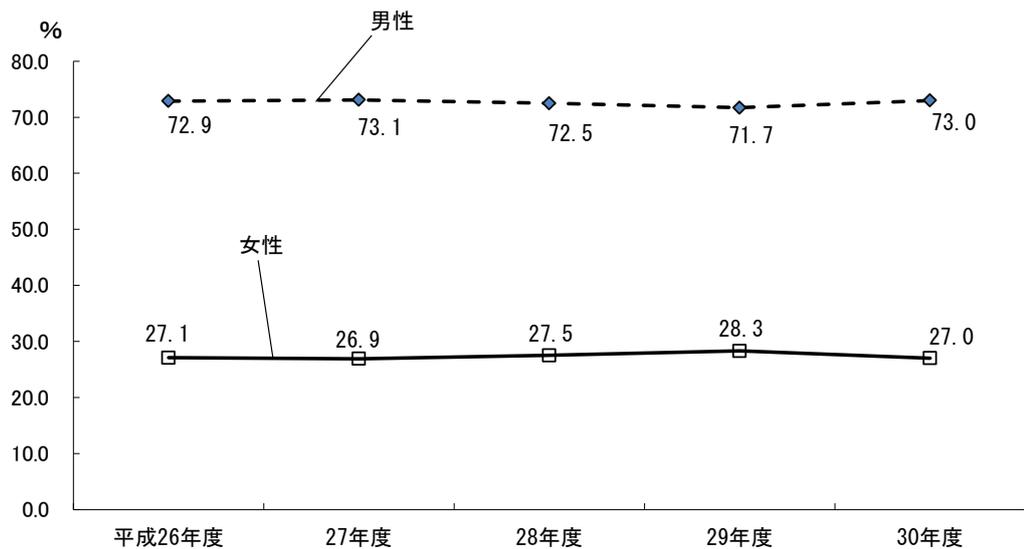
## 基本テーマV 計画の推進

審議会の女性委員の割合は 35%の目標に手が届かない状況にあります、市民公募委員は 35%を超えるところとなり、意識は高まっていることが分かります。

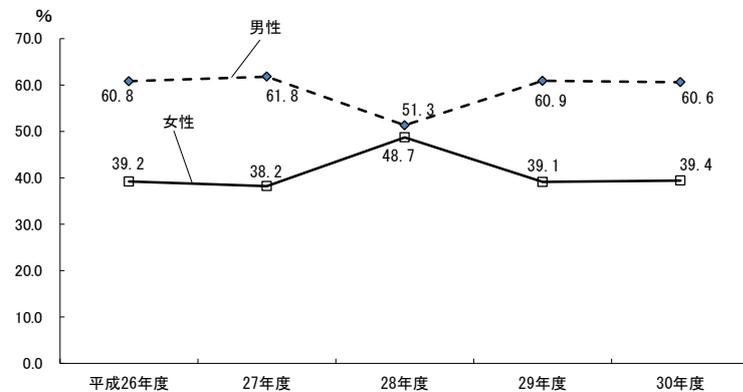
市の施策や事業が男女平等参画意識を持って行われているかどうかについて、「庁内推進本部・委員会」において市の事業全般をバランスの取れたジェンダーの視点でチェック・確認するとともに、「男女平等参画推進審議会」と「苦情処理委員会」において確認と評価を行い、的確な進行管理を行うことが重要です。

### ■市の審議会等委員の性別構成の推移

◇委員全体



◇公募委員



\* 各年度末現在

資料:立川市男女平等参画課



## 第4章

---

### 基本テーマごとの施策と事業



## 基本テーマⅠ 男女平等参画と人権の意識づくり

### 【施策1】 男女平等参画の意識づくり

#### 事業① 男女平等参画の意識啓発

○すべての人が平等である、という意識を醸成し、「男女平等参画社会」を実現するため、『たちかわ男女平等フォーラム』や市民企画活動事業のほか、講座事業等において各種啓発を行います。

〔男女平等参画課、生涯学習推進センター〕

○「情報紙アイム」や「広報たちかわ」等により啓発と情報提供を行います。

〔男女平等参画課〕

○男女平等参画への理解を深め、行政運営に活かして実践できるよう、職員を対象とした意識啓発や情報提供を行います。

〔人事課〕

○学校教育の中で、道徳教育、人権教育を通じて「性別にかかわらずすべての人が平等である」という意識を子どもの頃から育み、男女が平等でお互いに理解・協力しあう教育を推進するとともに、教職員に対し、男女平等参画への理解を深めるための研修を実施します。

〔指導課〕



### 【施策2】 人権の意識づくり

#### 事業② 多様な性への尊重の促進

○職場を含む市民生活の全てにおいて、偏見や差別、ハラスメント等が起きないように、あらゆる性的指向・性自認を尊重するための啓発を行います。

〔男女平等参画課〕

○学校生活において、偏見や差別、ハラスメント等が起きないように、子どもの人権教育と教職員の人権教育研修等を通じて、あらゆる性的指向・性自認を尊重するための啓発を行います。

〔指導課〕

### **事業 ③ 人権意識の浸透と学習の促進**

○個人としてのその人らしい生き方が尊重されるよう、「固定的性別役割分担意識」を解消させる意識啓発や研修等を行います。

〔男女平等参画課〕

○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関わる健康と権利）に関する意識啓発や情報提供を行います。

〔男女平等参画課〕

○情報が溢れる社会の中で、「固定的性別役割分担意識」や人権侵害につながる情報も含め、メディア・リテラシー（さまざまな情報を主体的に収集・判断できる能力）を育成するための講座や研修等を行います。

〔男女平等参画課、指導課〕

## **基本テーマⅡ あらゆる分野での男女平等参画の推進**

### **【施策1】 政策・方針決定の場への女性参画の促進**

#### **事業 ④ 各審議会等への女性の参画促進**

○各審議会への女性委員の登用率 35%を実現するため、委員改選時に女性の登用を積極的に図り、全庁的に登用率の向上を図るとともに、審議会以外の会議等への女性の参加率向上を図ります。

〔男女平等参画課〕

#### **事業 ⑤ 経営等への女性の参画促進**

○女性が方針決定の場に参加し、経営・政策に積極的に参画できるよう、啓発を行います。

〔男女平等参画課、人事課、産業観光課、指導課〕

#### **事業 ⑥ 地域活動での女性の参画促進**

○自治会等で女性がリーダーとして地域活動に参加できるよう、女性の参画促進やワーク・ライフ・バランスなどの情報提供を通じて女性リーダーの育成を図ります。

〔市民協働課〕

○災害発生時や防災活動において多様な視点を持てる人を増やし、年齢、性別等それぞれに配慮した避難所運営が図れるよう講座等を開催し、啓発します。  
〔男女平等参画課、防災課〕

## 【施策2】 女性のチャレンジへの支援

### 事業⑦ 就労・再就職への支援

○関連機関と連携して、就職に向けた技術や資格の取得のための入門講座、就職支援講座や合同説明会を開催するとともに、就職情報等を提供します。  
〔男女平等参画課、産業観光課〕

### 事業⑧ 起業支援の推進

○関連機関と連携して、さまざまな分野の起業をめざす女性がネットワークをつくって協力できるようグループ化を支援するとともに、起業のための相談業務や起業に役立つ情報提供、セミナー等を実施します。  
〔男女平等参画課、産業観光課〕

○起業支援のための運転資金を融資あっせんします。  
〔産業観光課〕



## 基本テーマⅢ 男女が働きやすい環境づくりの推進

### 【施策1】 男女の雇用機会と待遇の均等の確保

#### 事業 ⑨ 雇用に関する啓発・情報提供の推進

○労働関連諸法、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等、雇用に関するさまざまな法律や制度の周知に努め、男女間で等しい労働環境を実現するための働きかけをします。

〔男女平等参画課、産業観光課〕

○職場におけるさまざまなハラスメントを防止するための啓発を行います。

〔男女平等参画課、産業観光課〕

### 【施策2】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

#### 事業 ⑩ 生き方・働き方の情報提供

○「女性のためのキャリア・アップ講座」などを実施し、女性も男性も、それぞれの意志や責任で多様な生き方、働き方が実現できるよう、意識啓発を行います。

〔男女平等参画課〕

○男女が共に家事や育児・介護に関わるように、主に男性向けの家事や育児教室等の講座を開催するとともに、講座の情報等を提供します。

〔男女平等参画課、子育て推進課、健康推進課、生涯学習推進センター〕

○育児や介護に関わる法律の周知を図るため、関係機関から提供される資料の収集・配布を行います。

〔男女平等参画課、産業観光課〕

#### 事業 ⑪ 市内事業所における環境づくり

○労働時間短縮や育児・介護休業の取得などワーク・ライフ・バランス実現への取り組みを周知するため、働きやすい環境づくりに取り組んでいる事業所を「ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定します。

〔男女平等参画課、産業観光課〕

○ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備に取り組むよう、事業所に働きかけを行います。

〔男女平等参画課、産業観光課、保育課〕

○市職員のワーク・ライフ・バランスに取り組み、家庭生活や地域活動に参画、貢献できる環境を作ります。

〔人事課〕

#### **事業 ⑫ 地域活動への参加の支援・促進**

○地域を生活の拠点としてとらえ、自治会に関する情報提供を行い、多様なライフスタイルを持った男女の自治会活動への参加を呼びかけるとともに、関係機関と連携して情報提供を行い、地域ボランティアや事業所の地域貢献活動を支援します。

〔市民協働課〕

### **【施策3】 男女の多様な働き方のための子育て支援**

#### **事業 ⑬ 子育てに関する情報提供と相談など**

○児童委員や子ども家庭支援センターで実施している相談事業の中で、男女の多様な働き方を支えるための子育て支援に関する相談を行います。

〔子ども家庭支援センター、福祉総務課〕

#### **事業 ⑭ 仕事と子育ての両立の支援**

○女性の社会参加・就労の環境づくりのために保育園・学童保育所の待機児童の解消に取り組みます。また、保育ニーズの多様化に対応した保育サービスを検討・実施します。

〔保育課、子ども育成課〕

○ひとり親家庭、障害児を育てる家庭の日常生活を支援します。

〔子育て推進課、障害福祉課〕



#### **事業 ⑮ 地域における子育て支援の推進**

○子育てサークルやボランティア団体など子育て・子育てに関わる市民の活動を支援し、ネットワーク化を図ることで、保護者間での子育て情報の共有や子育てに関する悩みへの共感を促進することにより、働く保護者の子育て負担の軽減につなげます。

〔市民協働課、子ども家庭支援センター〕

○地域の助けあいにより子育て支援を進める「ファミリー・サポート・センター事業」を通じて、既存の子育て支援では対応が難しい状況にある保護者等を支援していきます。

〔子ども家庭支援センター〕

○学校施設や空き店舗などの地域資源の活用を検討し、地域での子育て事業を支援していきます。

〔子ども育成課、保育課、教育総務課〕

### **【施策4】 男女の多様な働き方のための介護支援**

#### **事業 ⑯ 介護、福祉に関する情報提供と相談**

○地域包括支援センター、福祉相談センター、自立生活センター・立川、地域活動支援センター等で相談を行い適切な支援につなげます。また、「広報たちかわ」等を通じて情報提供を行います。

〔障害福祉課、介護保険課、高齢福祉課〕

○民生委員・児童委員が地域の高齢者の状態の把握に努めるとともに、問題解決のため、適切な支援につなげます。

〔福祉総務課〕

#### **事業 ⑰ 仕事と介護の両立の支援**

○仕事と介護の両立のために、介護保険制度・障害福祉制度等に基づき居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等を提供します。

〔障害福祉課、介護保険課〕

### 事業 ⑱ 地域における高齢者支援の推進

○講座等を通じて高齢者の健康づくりに取り組み、地域への関わりを支援するとともに、地域包括支援センターなどで介護予防のための教室を実施します。また、高齢者を地域で支えるため、「地域支え合いネットワーク事業」を通じて、高齢者の生活課題の把握や異変の早期発見に取り組みます。  
〔高齢福祉課、健康推進課、生涯学習推進センター〕

## 【施策5】 多様な働き方への支援

### 事業 ⑲ 多様な働き方に関する情報提供

○一人ひとりの生活環境やライフステージ、生き方に合ったさまざまな働き方の情報を提供するとともに、就労を希望するひとり親、高齢者、障害のある人等さまざまな困難を抱える人に、働き方の情報の提供や相談支援を行います。  
〔男女平等参画課、産業観光課、子育て推進課、障害福祉課〕



## 基本テーマⅣ 配偶者等からの暴力の防止

### 【施策1】 暴力の未然防止と早期発見

#### 事業 ⑳ 暴力防止のための意識啓発

○「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた意識啓発や「DV防止支援カード」「デートDV防止支援カード」の配布などを通じて情報提供を行います。

〔男女平等参画課〕

○デートDV等若年層を対象とした暴力の未然防止の啓発事業や予防教育を実施します。

〔男女平等参画課、指導課〕

#### 事業 ㉑ 被害者の早期発見

○暴力の被害にあっていない人を早期に発見し、二次被害を防止するための職員研修や、地域と密に接する民生委員・児童委員を対象にした研修を実施します。

〔男女平等参画課、人事課、福祉総務課〕

○複合的な問題を抱える被害者へ組織的な対応が図れるよう、関連各課と情報共有を図ります。

〔男女平等参画課、生活福祉課〕

○暴力の未然防止、早期発見や被害者への適切な対応を行うため、行政・地域が連携して取り組めるよう、東京都、警察、医療機関などと連携し、被害者を支援します。

〔男女平等参画課、生活福祉課〕

### 【施策2】 相談体制の充実

#### 事業 ㉒ 相談しやすい体制の整備

○相談体制の充実と、「DV被害者支援カード」の配布や「広報たちかわ」等で相談窓口の周知を図ります。

〔男女平等参画課〕

○民間団体と連携して外国人相談事業から婦人相談員につなげるなど、被害者が安心して相談できる環境を整えます。

〔男女平等参画課、生活安全課、市民協働課〕

○被害者がどこに相談しても同じ対応が受けられる「相談支援センター機能」の整備について、近隣自治体との連携を検討します。

〔男女平等参画課、生活福祉課〕

### 【施策3】 被害者の自立の支援

#### 事業 ㉓ 被害者の保護

○庁内各課の他、東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センターとの連携を強化し、被害者の支援が切れ目なく行えるように努めます。

〔男女平等参画課、生活福祉課〕

○住民情報システムの有効活用により、必要な被害者支援を行います。

〔市民課〕

#### 事業 ㉔ 被害者が安全・安心な生活を送るための支援

○相談体制の充実や見守り訪問を行うことなどにより、被害者の自立を支援します。

〔生活福祉課〕

○被害者支援に取り組む民間団体の活動を支援します。

〔男女平等参画課〕

#### 事業 ㉕ 被害者と子どものケアの推進

○被害者と被害者の子どもの心のケアに取り組むとともに、関係機関等との連携により長期的な見守りを行います。

〔子ども家庭支援センター、保育課、健康推進課〕

○子どもの就学機会、入所機会を確保することにより、子どもと共に生活できるよう被害者を支援します。

〔保育課、学務課〕

## 基本テーマⅤ 計画の推進

### 【施策1】 計画の推進と進行管理

#### 事業 ⑳ 計画の推進

○男女平等参画社会の実現に向け、女性総合センターを拠点とし、女性総合センター登録団体について活動を支援して育成するとともに、登録団体と協働して男女平等参画社会への理解を深める活動を行います。

〔男女平等参画課〕

○本計画が着実に推進できるよう、庁内組織と連携して施策の実現を図るとともに、男女平等参画推進審議会において施策や事業に関する具体的方策等を審議します。

〔男女平等参画課〕

○市の開催する審議会等において保育事業を行い、子育て世代の参画をサポートします。

〔男女平等参画課〕

#### 事業 ㉑ 苦情処理・計画の進行管理

○「苦情処理制度」について周知し、男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について市民や事業者から苦情の申し出があったときは、苦情処理委員による適切・迅速な処理を行います。

〔男女平等参画課〕

○男女平等参画推進審議会において計画の進捗状況の確認と評価を行いながら、男女平等参画推進本部、推進委員会等の庁内組織において進捗状況の検証などを行い、計画の進行管理と的確な報告を行います。

〔男女平等参画課〕

## 指標と目標値

計画の進捗状況や達成度を確認するため、基本テーマごとに指標と目標値を設定しました。

基本テーマ	指標	最新値	目標値
Ⅰ 男女平等参画と人権の意識づくり	「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方を持たない市民の割合	全体75.9% (平成30年度市民満足度調査)	全体80% (令和6年度)
	啓発イベントや啓発講座・研修等の参加人数	3,226人 (平成30年度)	3,800人 (令和6年度)
	性的指向・性自認に関する講座参加人数	46人 (平成30年度)	100人 (令和6年度)
Ⅱ あらゆる分野での男女平等参画の推進	女性の労働力率(30歳～39歳)	71.20% (平成27年国勢調査立川市)	90% (令和6年度)
	女性の起業支援講座開催件数及び参加人数	4回 48人 (平成27～30年度末まで4か年累計)	10回 200人 (令和2年度～6年度末まで5か年累計)
	再就職支援講座受講者の就業	148人 (平成27～29年度末まで3か年累計)	150人 (令和2年度～6年度末まで5か年累計)
	地域活動や防災活動に関する講座への女性の参加人数	319人 (平成27～30年度末まで4か年累計)	350人 (令和2年度～6年度末まで5か年累計)
Ⅲ 男女が働きやすい環境づくりの推進	「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」が実現できていると思う人の割合	57.1% (平成30年度市民満足度調査)	60% (令和6年度)
	認定事業所数(新規+継続)	18事業所 (平成31年度)	30事業所 (令和6年度)
	立川市民の育児休業の取得状況(母親)	42.0% (平成30年度第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査)	60% (令和6年度)
	立川市民の育児休業の取得状況(父親)	3.3% (平成30年度第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査)	10% (令和6年度)

基本テーマ	指標	最新値	目標値
Ⅲ 男女が働きやすい環境づくりの推進	保育園待機児童数 (翌年度4月1日時点)	57人 (平成30年度)	0人 (令和6年度)
	学童保育所待機児童数 (翌年度4月1日時点)	211人 (平成30年度)	0人 (令和6年度)
	主な介護者が働きながら介護を続けていけるとする割合	75.9% (平成31年度立川市高齢者福祉介護計画改定事前調査)	80% (令和6年度)
Ⅳ 配偶者等からの暴力の防止	夫婦間における①「平手で打つ」②「殴るふりをして脅す」③「交友関係を細かく監視する」④「家計に必要な生活費を渡さない」の各行為について暴力だと思う人の割合	①75.1% ②64.6% ③48.9% ④62.8% (平成27年度立川市男女間における暴力に関する調査)	①100% ②100% ③100% ④100% (令和6年度)
	女性総合センター・アトムカウンセリング相談の周知度	20.9% (平成27年度立川市男女間における暴力に関する調査)	50.0% (令和6年度)
	カウンセリング相談件数に占める配偶者等からの暴力に関する相談件数の割合	16.3% (平成30年度)	10.0% (令和6年度)
	配偶者等から暴力被害にあった人のうち、どこかに(誰かに)相談した人の割合	54.2% (平成27年度立川市男女間における暴力に関する調査)	80% (令和6年度)
	過去2年間にドメスティック・バイオレンスの被害を経験した人の割合	女性20.5% 男性 7.6% (平成27年度立川市男女間における暴力に関する調査)	根絶を目指す (令和6年度)
	Ⅴ 計画の推進	審議会等委員に占める女性の割合	27% (平成30年度)
審議会等の保育事業の開催回数		2回 (平成30年度)	30回 (令和2年度～6年度末まで5か年累計)

## 行政・市民・地域・事業者の役割

男女平等参画の推進は、市の取り組みだけでなく、市民・事業者の皆様一人ひとりがその大切さを理解し、それぞれの役割を担い、次のような項目に主体的に取り組んでいただくとともに、行政・市民・地域・事業者が共に連携し、社会全体で取り組むことが必要です。市は、この計画に掲げられた事業を着実に実施し、行政・市民・地域・事業者がともに連携しやすいしくみづくりを構築します。

### ○男女平等参画と人権の意識づくり

基本テーマ	施策	市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
I 男女平等参画と人権の意識づくり	(1) 男女平等参画の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラムや講座、広報紙などさまざまな方法で固定的性別役割分担意識解消に向けた啓発や情報提供を行います。</li> <li>・行政職員や教職員が研修等を通じ男女平等参画への理解を深めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男」や「女」でなく、「人」として認め合います。</li> <li>・男女平等参画に関する催しや講座等に積極的に参加し、学習したことをみんなに広めます。</li> <li>・身近な生活の中で、性別を理由とする不合理な慣習やしきたりがないか話し合い、見直します。</li> <li>・性的指向・性自認についてみんなで認め合いお互いを尊重します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別を理由とする雇用の差別やハラスメントの無い職場を作ります。</li> </ul>
	(2) 人権の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる性的指向・性自認を尊重するための啓発を行います。</li> <li>・講座や学校教育を通じ、人権の視点から差別防止の啓発・情報提供を行います。</li> </ul>		

○あらゆる分野での男女平等参画の推進

基本 テーマ	施策	市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
Ⅱ あらゆる分野での男女平等参画の推進	(1) 政策・方針決定の場への女性参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の審議会、企業経営、地域など、あらゆる分野での女性の参画を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性は、政策・方針決定の場に積極的に参画し、意見を述べます。</li> <li>・自治会等で女性が地域のリーダーとして参加できるよう協力します。</li> <li>・災害時や防災活動等において多様な視点を持って避難所運営等を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職域の拡大や昇進等にあたっては、性別の違いでなく、一人ひとりの能力等に基づいて判断し、男女が共に活躍できるようにします。</li> </ul>
	(2) 女性のチャレンジへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が能力を十分に発揮できるよう、就職に必要な技術を身につける機会を提供するとともに、再就職や起業を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充実した働き方を目指して、仕事等に関する知識や技術の向上などスキルアップを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の再就職の機会を増やします。</li> </ul>

## ○男女が働きやすい環境づくりの推進

基本 テーマ	施策	市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
Ⅲ 男女が働きやすい環境づくりの推進	(1) 男女の雇用機会と待遇の均等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保を事業所に働きかけるとともに、法律や制度について周知、情報提供を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性別にかかわらず、だれでも働くことにおいて対等であるという意識を持ちます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場における男女の固定的役割分担を見直し、性別に関わらず従業員一人ひとりの能力が発揮され、自分らしく働ける職場環境づくりに努めます。</li> <li>セクシュアル・ハラスメント他様々なハラスメント等の防止に向けて、研修等に積極的に取り組むとともに、従業員が気軽に相談できる体制を整えます。</li> <li>男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の法令を遵守します。</li> </ul>
	(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>生き方や働き方を考える講座を開催します。</li> <li>男女が家庭生活をバランスよく担うことができるよう、男性を対象とした家事・育児講座を開催します。</li> <li>事業所に、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備を働きかけます。</li> <li>働きやすい環境づくりに取り組む事業所の認定を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な価値観や生き方を認め合います。</li> <li>身近な生活の中で、性別を理由とする不合理な慣行やしきたりがないか話し合い、これを見直します。</li> <li>育児や家事、介護は、家族みんなが力を合わせて行います。</li> <li>仕事における時間の使い方を見直し、無理・無駄がないか点検するとともに、残業時間の短縮に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員が仕事と生活のバランスをとりながら、育児・介護等に参加できるよう、時間外労働の制限や勤務時間の短縮、多様な働き方の導入など、就業環境の整備を進めます。</li> <li>育児休業、子の看護休暇、介護休業などについて、従業員に積極的に情報を提供するとともに、これらの制度を利用しやすい職場づくりに努めます。</li> </ul>

基本 テーマ	施策	市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
Ⅲ 男女が働きやすい環境づくりの推進	(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女が地域活動に積極的に参加できるよう、情報提供や、事業所への働きかけを行います。</li> <li>働く人が処遇・労働条件について正しい知識を身につけ、自分に合った働き方を選択できるよう法令の周知や情報提供を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>充実した働き方を指して、仕事に関する知識や技術の向上など、スキル・アップを図ります。</li> <li>行政のしくみやまちづくりにも関心をもち、積極的に地域活動に参加します。</li> <li>男性も、積極的に地域活動に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成対策推進法に基づいた取組を進めます。</li> <li>従業員が、性別にかかわらず学校行事やPTA活動等、地域活動のための休暇を取りやすい職場づくりに取り組みます。</li> <li>多様な就業形態の導入について検討します。</li> </ul>
	(3) 男女の多様な働き方のための子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の男女が、多様な働き方・生き方が選択できるよう、子育て相談や待機児の解消、特別保育を実施します。また、ひとり親家庭・障害児を育てる家庭への支援を行います。</li> <li>子育てネットワークや、ボランティアの育成と活用、学校施設等の地域資源を活用して、地域で子育てを支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における子育て活動等に協力します。</li> <li>育児休業・子の看護休暇などの制度を積極的に活用します。</li> <li>育児の負担を軽減できるように、サービスや制度を利用したり、地域での支えあいのしくみづくりを進めます。</li> <li>地域の子育て関係のNPOやボランティア団体と連携し子育て支援のネットワーク化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業、子の看護休暇などについて、従業員に積極的に情報を提供するとともに、これらの制度を利用しやすい職場づくりに努めます。</li> </ul>

基本 テーマ	施策	市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
Ⅲ 男女が働きやすい環境づくりの推進	(4) 男女の多様な働き方のための介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護をしている男女が、介護制度を利用しながら多様な働き方・生き方が選択できるよう、相談や情報提供、地域支えあい事業や生活安定、介護予防のためのさまざまな事業に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における介護活動等に協力します。</li> <li>介護休業などの制度を積極的に活用します。</li> <li>介護の負担を軽減できるように、サービスや制度を利用したり、地域での支えあいのしくみづくりを進めます。</li> <li>地域の介護関係のNPOやボランティア団体と連携し介護支援のネットワーク化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護休業などについて、従業員に積極的に情報を提供するとともに、これらの制度を利用しやすい職場づくりに努めます。</li> </ul>
	(5) 多様な働き方への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの生活環境やライフステージ、生き方にあった働き方を関連支援機関と連携し情報提供や支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな生き方、働き方の情報を得て、自分らしく生活します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな困難な状況に置かれている人の雇用について、支援機関等と連携ししくみづくりに努めます。</li> </ul>

## ○配偶者等からの暴力の防止

基本 テーマ	施策	市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
IV 配偶者等からの暴力の防止	(1) 暴力の未然防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力の未然防止と発見のため意識啓発に取り組みます。被害者を早期発見するために、関係機関等と連携し、窓口や連絡体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な価値観や生き方を認め合います。</li> <li>配偶者等からの暴力は人権侵害であることを認識します。</li> <li>何気ない言動が相手を傷つけていないか、自分自身でチェックします。</li> <li>被害を発見したら、被害者の命を守るため、通報等の支援をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場で暴力の被害を発見したら、被害者の命を守るため、通報等の支援をします。</li> </ul>
	(2) 相談の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口を提供し、周知するとともに、被害者の保護につなげます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者等からの暴力を受けているかもしれない」と思ったら、ひとりで悩まず、すぐに相談機関に相談します。</li> <li>配偶者等からの暴力の被害の潜在化を防ぐため、隣近所での声かけや関係機関への相談など、積極的に援助します。</li> </ul>	
	(3) 被害者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連機関と連携し被害者の保護に取り組み、安全で安心して生活を送ることができるよう、経済的支援や心のケアを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の自立を見守り、被害者を支援します。</li> </ul>	

## ○計画の推進

基本 テーマ	施策	市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
V 計画の推進	(1) 計画の推進と進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画社会の実現のための事業を、関係する市民団体と協働で実施するとともに団体の育成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の開催する審議会等に参画し、男女平等参画社会の実現等に市の施策や事業がなっているか検証します。</li> </ul>	





# 資料

---



## 資料1 用語の説明

### 【あ／ア行】

#### ◆育児・介護休業法〔41ページ〕

平成3（1991）年に成立した「育児休業法」が、平成7（1995）年に改正されたもので、男女の労働者に対して、満1歳未満の子の養育のための休業や、常時介護を必要とする親族の介護のための3か月未満の休業を認めています。

#### ◆M字カーブ（M字曲線）〔3ページ〕

15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化した際に、30歳代の数値が、その前後の年齢と比較して低いことで現れる「M」字の形をした曲線のこと。結婚・出産でいったん退職し、育児後再就職するいわゆる“中断再就職型”ライフスタイルをとる女性が多いことを示します。

### 【さ／サ行】

#### ◆JKビジネス〔初出：4ページ〕

主として「JK」、すなわち女子高校生などを雇って、表向きは健全な営業を装いながら、性的なサービスを客に提供させる業態、店舗等のこと。「子どもの性」を売り物とする営業の一つです。

#### ◆ジェンダー〔初出：3ページ〕

Gender。社会通念や慣習によってつくり上げられた、「女らしさ」「男らしさ」など、男性または女性であることと関連づけられる経済的、社会的、文化的属性や機会、観念のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス〔sex〕）に対し、社会的・文化的に形成された性別のことを言います。

#### ◆性別役割分担意識〔初出：10ページ〕

例えば「男は仕事、女は家庭」というものに代表されるような、男女ははじめからその役割が異なり、それぞれに合った生き方があらかじめ決まっている、と決めつける考え方。

### 【た／タ行】

#### ◆多様な性〔初出：5ページ〕

「性自認（自分の性をどのように認識しているか）」や「性的指向（どのような性別の人を好きになるか）」等、100人の人がいたら100通りの「性のあり方」があり、多様であること。

#### ◆DV〔初出：4ページ〕

「ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）」の略で、一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことを言います。

◆デートDV〔初出：5ページ〕

交際している恋人の間で、親密な相手を思い通りに動かすために、身体のみならず、言葉、態度などを複合的に使って相手の人権を侵害する暴力のこと。

【は／ハ行】

◆ハラスメント〔初出：15ページ〕

雇用の場での性差別の具体的な現れとして起きる「性的嫌がらせ」で身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真等の掲示などが含まれる「セクシュアル・ハラスメント」、教育機関や福祉現場などでの嫌がらせ「アカデミックハラスメント」や、妊婦への嫌がらせ「マタニティハラスメント」、更には下記の「パワーハラスメント」等を総称して言います。

「パワーハラスメント」は、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、職場環境を悪化させる行為のことを言います。省略した「パワハラ」という表現も、よく用いられます。

【ま／マ行】

◆メディア・リテラシー〔28ページ〕

情報の内容を主体的に読み解き、また、自分の考え方を表現する能力を言います。具体的には、メディアから発信される情報の中には、性別による固定的な役割分担意識に基づくものや女性の性を商品化した表現などのかたよった内容が含まれているため、その真偽を判断し、自ら解釈して活用する能力を身につける必要がある、という意味で言及されています。

【ら／ラ行】

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ〔28ページ〕

「性と生殖に関する健康と権利」のこと。「リプロダクティブ・ヘルス」とは、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、「リプロダクティブ・ライツ」は、女性自らの意思で子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由に、かつ責任を持って決定することができる権利を指します。

【わ／ワ行】

◆ワーク・ライフ・バランス（ライフ・ワーク・バランス）〔初出：4ページ〕

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活を送るために、仕事と生活の調和を図ること。

## 資料2 男女平等参画推進に関する国・東京都・立川市の動き

	国	東京都	立川市
昭和60(1985)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」成立</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		
昭和63(1998)年			<ul style="list-style-type: none"> <li>「立川市婦人行動計画」策定</li> </ul>
平成 3(1991)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児休業法」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性問題解決のための東京都行動計画策定「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」</li> </ul>	
平成 6(1994)年			<ul style="list-style-type: none"> <li>女性総合センター「アイム」開館</li> </ul>
平成 7(1995)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第4回世界女性会議」北京開催「行動綱領」「北京宣言」採択</li> <li>日本「LO156号条約」批准</li> <li>「育児休業法」を「育児・介護休業法」に改正</li> </ul>		
平成 8(1996)年			<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次立川市女性行動計画策定「男女が共にいきいき暮らすための立川プラン」</li> <li>男女共同参画都市宣言</li> </ul>
平成 9(1997)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>「育児・介護休業法」改正</li> </ul>		
平成10(1998)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等推進のための東京都行動計画策定「男女が平等に参画するまち東京プラン」</li> </ul>	
平成11(1999)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会基本法」成立</li> </ul>		
平成12(2000)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都男女平等参画基本条例」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立川市第3次男女共生社会推進計画策定</li> </ul>
平成13(2001)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立</li> <li>「育児・介護休業法」改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性情報誌「WITH」と消費生活情報誌「しんぶん」を統合し、「アイム」創刊</li> </ul>
平成14(2002)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画のための東京都行動計画策定「チャンス&amp;サポート東京プラン2002」</li> </ul>	
平成15(2003)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「次世代育成支援対策推進法」成立</li> </ul>		
平成16(2004)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>「育児・介護休業法」改正</li> </ul>		
平成17(2005)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>立川市第4次男女共生社会推進計画策定「男女共生社会実現のための立川プラン」</li> <li>民間シエルターへの助成開始</li> </ul>
平成18(2006)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定</li> </ul>	
平成19(2007)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画のための東京都行動計画改定「チャンス&amp;サポート東京プラン2007」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「立川市男女平等参画基本条例」成立</li> </ul>
平成20(2008)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「次世代育成支援対策推進法」改正</li> </ul>		
平成21(2009)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立川市男女平等参画苦情処理委員から審議会等委員の女性比率について市長に改善勧告</li> <li>第1回「たちかわ男女平等フォーラム」</li> </ul>
平成22(2010)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>立川市第5次男女平等参画推進計画策定</li> </ul>
平成23(2011)年			<ul style="list-style-type: none"> <li>男女間における暴力に関する調査（市民アンケート）</li> <li>ワーク・ライフ・バランス事業所認定制度創設</li> </ul>
平成24(2012)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画のための東京都行動計画改定「チャンス&amp;サポート東京プラン2012」</li> <li>「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定</li> </ul>	
平成25(2013)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> </ul>		
平成26(2014)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に「『女性の輝く社会』の実現」が掲げられる</li> <li>「リベンジポルノ被害防止法」成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「アイム」開館20周年</li> </ul>
平成27(2015)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍推進法」成立</li> <li>「第4次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>立川市第6次男女平等参画推進計画策定</li> </ul>
平成29(2017)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑法改正（「強制性交等罪」創設など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都男女平等参画推進総合計画」策定</li> </ul>	
平成30(2018)年			<ul style="list-style-type: none"> <li>「審議会等に係る一時的保育実施要領」施行</li> </ul>

## 資料3 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号  
最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
  - 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

## 資料4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

<以下略>

## 資料5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号  
最終改正：令和元年六月五日法律第二十四号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

- 第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
    - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
    - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
      - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
      - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
      - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
    - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
  - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
    - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
  - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者

の数が 100 人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第 3 項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第 4 項から第 6 項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第 9 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項又は第 7 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第 10 条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第 14 条第 1 項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

(1) 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2)この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3)不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1)第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2)第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3)第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4)前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5)不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるとこ

るにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

らない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達

に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

<以下中略>

#### 附 則（令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 資料6 立川市男女平等参画基本条例

平成19年6月25日条例第60号

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

立川市は、日本国憲法のこの理念に基づき、平成8年10月に東京都で最初に男女共同参画都市宣言を行うなど、男女が共にいきいきと豊かに暮らす社会の実現をめざした施策を推進してきました。

21世紀を迎えた今日、立川市が今後も活力ある住みやすいまちとして発展していくためには、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮し、輝ける社会を築いていかなければなりません。

立川市は、ここに、男女の人権が尊重され、男女が社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で共に参画し、責任を担う社会の実現をめざし、この条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画の促進について、基本理念並びに立川市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女の人権が尊重され、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画する社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として促進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が、個人の意思と責任により多様な生き方を選択することができ、かつ、その生き方が尊重されること。
- (3) 男女が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で共に参画し、責任を担うこと。

(4) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案並びに決定過程に参画する機会が確保され、その個人の能力が十分に発揮できること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女平等参画の促進にあたり、市民、事業者並びに国及び東京都その他の地方公共団体との連携に努めるとともに、男女平等参画施策を実施するために必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画についての理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女平等参画についての理解を深め、その事業活動について、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と育児、介護その他の家庭生活等における活動との両立ができるよう支援に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別に起因する人権侵害を助長し、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為を誘発することのないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(推進計画)

第9条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 市長は、推進計画を策定するにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるとともに、第16条に規定する立川市男女平等参画推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告等)

第10条 市長は、推進計画に基づく施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表する。

2 市長は、前項に規定する年次報告について、第16条に規定する立川市男女平等参画推進審議会から意見が付されたときは、その意見の概要を公表しなければならない。

(普及広報)

第11条 市は、市民及び事業者の男女平等参画についての理解を深めるため、普及広報活動に努めなければならない。

### 第3章 苦情の処理

(苦情の申出)

第12条 市民及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、次条に規定する立川市男女平等参画苦情処理委員に苦情の申出をすることができる。

(苦情処理委員の設置等)

第13条 市長は、前条に規定する苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、立川市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、男女平等参画の促進に深い理解と識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(苦情処理委員の職務)

第14条 苦情処理委員は、苦情の申出を処理するため、苦情の申出に係る施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置をとるよう市長に勧告することができる。

(守秘義務)

第15条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### 第4章 立川市男女平等参画推進審議会

(設置)

第16条 市長の諮問に応じ、推進計画及び男女平等参画施策について必要な事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第17条 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) その他男女平等参画の促進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第19条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 関係市民団体の代表者 6人以内
- (2) 市民 5人以内
- (3) 学識経験を有する者 4人以内

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

## 第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(立川市男女共生社会推進会議条例の廃止)

- 2 立川市男女共生社会推進会議条例（昭和63年立川市条例第23号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に策定されている推進計画は、第9条第1項の規定により策定されたものとみなす。
- 4 この条例による廃止前の立川市男女共生社会推進会議条例の規定により設置された立川市男女共生社会推進会議は、第16条の規定によって設置された審議会となり、同一性をもって存続する。

## 資料7 第15期立川市男女平等参画推進審議会

任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日

委員：12人（うち学識経験者3人・関係市民団体代表5人・公募市民4人）

### 【委員名簿】

（50音順・敬称略）

学識経験者	カトウ エツコ 加藤 恵津子	国際基督教大学教授
	サカイ ミエコ 酒井 美恵子	国立音楽大学准教授
	トリユウ ナオミ 鳥生 尚美	弁護士（第二東京弁護士会多摩支部）
関係市民団体代表者	コシバ ヒカリ 小柴 ひかり	連合三多摩ブロック地域協議会
	サカモト スミコ 坂本 澄子	アイム登録団体（ジャランジャラン）
	サトウ ヨシコ 佐藤 良子	立川市自治会連合会
	ナカガワ ユカ 中川 夕香	立川商工会議所
	ヤノ ミチコ 矢野 美智子	アイム登録団体（新日本婦人の会立川支部）
公募市民	コヤナギ イクミ 小柳 郁美	公募市民
	ツザキ ユイコ 津崎 結子	公募市民
	モリバヤシ イクヨ 森林 育代	公募市民
	ヤマモト マイナ 山本 麻衣奈	公募市民

- ・会長…加藤委員、副会長…佐藤委員

## 資料8 審議会討議経過

開催日	内 容
平成30年7月2日	立川市第7次男女平等参画推進計画の策定に当たっての基本的な考え方について（諮問）
平成31年1月24日	立川市第7次男女平等参画推進計画の策定に当たっての基本的な考え方について（答申）
令和元年7月26日	立川市第7次男女平等参画推進計画 体系図（案）について討議
令和元年10月25日	立川市第7次男女平等参画推進計画 「第4章 計画の具体的な内容」について討議
令和元年11月26日	立川市第7次男女平等参画推進計画 「第1章 計画の基本的な考え方」について討議
令和元年12月20日	立川市第7次男女平等参画推進計画 指標と目標値について討議 市民・地域・事業者・行政の役割について討議



## 立川市第7次男女平等参画推進計画

令和2(2020)年6月発行

発行 立川市

編集 立川市 総合政策部 男女平等参画課  
〒190-0012 立川市曙町2丁目36番2号

電話 (042)528-6801

FAX (042)528-6805